国民健康保険税・介護保険料 県民税額をご確認ください 市民税・

は

「特別徴収」

と「普通徴収

できます。

があります。

期限は7月1日

(月) です。

を希望する世帯主は、

税務課窓

口で申請により変更することが

国民健康保険税の納付方法に

けします。

初回

(第1期)

の納

納付方法

玉

民 健

康

保険税

納税通知書を6月中旬にお届

納付月は普通徴収・特別徴収で異なります

4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 月 普 通 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 徴収 特 別徴収 0 0 0 0 0 0

する人で、 だく方法です。 口座振替による納付

①特別徴収 保険税を差し引いて納めていた 支給される年金から国民健康 特別徴収に該当 ②普通徴収 該当しない人が対象です。 ていただく方法で、 納付書または口座振替で納め

納税義務者は世帯主です

特別徴収

に

世帯主を擬制世帯主といいます。 税義務者となります。この場合の 者がいる場合は、 していなくても、 世帯主が国民健康保険に加入 その世帯主が納 同じ世帯に加入

を含めて計算を行います。 減判定をする際には、 定には含めません。 主の所得は国民健康保険税の算 国民健康保険税の軽減 擬制世帯主世帯の場合、 ただし、 その所得 世帯 軽

す。 なった場合、 は 国民健康保険世帯が単身世帯と 者医療制度に移ったことにより、 6年目から8年目までは、 平等割が半額に軽減されま

の場合、

下表の②均等割額と③平

(擬制世帯主を含む)

が一定以下

平成30年中の世帯の所得金額

等割額が所得に応じて軽減され

す。 円を控除した額で軽減判定の計 減の対象外となることがありま ます(所得申告がない場合、 算をします。 公的年金等所得額から15

所得 特別控除 【年金収入 — 公的年金等控除 (15万円)

●後期高齢者医療制度創設に

置を行います。 よう一定期間、 健康保険税の負担が急増しない 療制度へ移ることにより、 75歳以上の人が後期高齢者医 次の①~③の措 国民

場合、 受けられます。 帯構成や世帯所得が変わらない 5・2割軽減)所得を計算する際、 も含めて軽減判定を行います。世 後期高齢者医療制度に移った人 ①国民健康保険税の軽減 それまでと同様の軽減が $\widehat{7}$

等割が4分の3に軽減されます。

③社会保険などの被保険者が

②国民健康保険から後期高齢 移行後5年目まで 亚 とで、 より 後期高齢者医療制度に移ったこ 保険加入の時点で65歳以上75歳 保険に加入した場合 未満の旧被扶養者) ∇ 一一被扶養者に係る所得割が その被扶養者が国民健康 次の減免が受けられます。

(国民健康

は、

申請に

国民健康保险税数 (安古) が亦わります

国氏健康保険代金(額)が変わりまり					
算定区分	税率(額)			=H□□	
	医療保険分	支援金分	介護保険分	説明	
①所得割	8.61%	2.11%	2.16%	加入者の前年の所得 に応じて算定	
②均等割	29,600 円	7,530 円	9,760 円	加入者一人あたり	
③平等割	21,190 円	5,390 円	4,540 円	一世帯あたり	
	医療保険分・支援金分・介護保険分①~③をそれぞれ合計				
年税額	した額となります。ただし、介護保険分は、40歳以上65				
	歳未満の人(介護保険の第2号被保険者)にのみ適用。				
課税限度額	61 万円	19 万円	16 万円	年税額の最高限度額	

軽減判定 万

65歳以上の公的年金受給者 軽

伴う国民健康保険税の経過制度

所得によって 11 段階に 区分されています

所得段階	保険料(年額)		
第1段階	23,400 円※		
第2段階	41,400 円※		
第3段階	52,200 円※		
第4段階	64,800 円		
第5段階	72,000 円		
第6段階	86,400 円		
第7段階	90,000円		
第8段階	93,600 円		
第9段階	97,200円		
第 10 段階	108,000円		
第 11 段階	122,400 円		

詳しくは通知書に同封の 「見方」をご覧ください。 ※本年度は低所得者の保 険料軽減実施に伴い、第1 ~3段階の保険料が減額と なっています。

康保険加入手続きの際に申請を 該当する場合は、 半額に軽減(7・5割軽減世帯に その軽減が優 国民健

印鑑をお持ちいただき、 等が交付する資格喪失証明書と、 先)。社会保険(会社の健康保険) してください。

扶養者のみの場合は、平等割を資

格取得日の属する月から2年間

軽減が優先)。

▽加入者が旧被

軽減世帯に該当する場合は、

その

ら2年間、

半額に軽減

(7:5割

等割を資格取得日の属する月か

▽旧被扶養者に係る均

せしています)。 載されています 特別徴収の人には、 '引き去り額は4月に 年金からの引き去り額が記 てお支払いいただきます。 普通徴収の人は年10 (4~8月分 10 別に分 月以降 お知ら

0)

護保険料は、

被保険者

書を6月中旬に発送します。

今年度の介護保険料決定通知

や世帯員の課税状況などにより、

平成31年度の主な改正点

引き)か普通徴収

(納付書による

い合わせ

介護保険課 2 - 3293

納付方法は、特別徴収

(年金天

0)

納付、口座振替)のいずれかです。

表のとおりです。

11段階に区分され、

今年度は左

れます の合計所得金額に応じて適用さ 計所得金額と納税義務者本人 偶者控除は不適用)。 1000万円を超える場合は、 配偶者(特別)控除の見直し ①配偶者控除が、配偶者の合 (本人の合計所得金額が 配

前は、 正され、 円以下に変更されました 計所得金額が38万円超 ②配偶者特別控除の金額が改 38万円超76万円未満)。 対象となる配偶者の合 123万 改

資 格

(国民健康保険)

Tel

··保険年金課122-30

8

納税…税務課収納係

Tel

課税…税務課市民税係

問い合わせ先

市 良税 県民税

旬にお届けします。 税金です。 在 に住所のある自治体に納める 市 県民税は 納税通知書は6月中 毎年1月 1 \exists 現

3月に申告いただいた内容で平 与からの引き落とし)、普通徴収 成31年度の税額を決めています。 金特別徴収(年金からの引き落 れた給与支払報告書や今年2~ 「口座振替または納付書払い)、 市では、 市県民税は、 事業所などから提出さ 給与特別徴収 (給 年

とし)によって納めます。 【改正前】





